

報道関係者 各位

令和7年1月31日（金）

【照会先】

鹿児島労働局 職業安定部 職業対策課

課長 徳元 秀明

外国人雇用対策担当 南上 陽子

（電話）099 - 219 - 8712 内線181

鹿児島労働局管内における「外国人雇用状況」の 届出状況まとめ（令和6年10月末時点）

～ 外国人労働者数は14,240人。過去最高を更新。 ～

鹿児島労働局（局長 永野 和則）では、このほど、管内の令和6年10月末時点の外国人雇用についての届出状況を取りまとめましたので、公表します。

【届出状況のポイント】

外国人労働者数 14,240人（前年の12,015人から2,225人（18.5%）増加）

外国人雇用事業所数 2,427所（前年の2,194所から233所（10.6%）増加）

平成19年の届出の義務化以降、それぞれ過去最高を更新。

○国籍別（上位4つ）

ベトナム 5,124人（外国人労働者全体の36.0%）

インドネシア 3,258人（同22.9%）

フィリピン 1,964人（同13.8%）

ミャンマー 1,198人（同8.4%）

○在留資格別（上位3つ）

技能実習 7,261人（外国人労働者全体の51.0%）

専門的・技術的分野の在留資格 4,359人（同30.6%）

（うち 特定技能 3,099人（同21.8%））

身分に基づく在留資格 1,544人（同10.8%）

○産業別（上位3つ）

製造業 5,481人（外国人労働者全体の38.5%）

（うち 食料品製造業 4,135人（同29.0%））

農業・林業 2,071人（同14.5%）

建設業 1,540人（同10.8%）

「外国人雇用状況」の届出状況について

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けています。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。）であり、数値は令和6年10月末時点で事業主から提出のあった届出件数を集計したものです。

【添付資料】

- ・別添1 「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和6年10月末時点）
- ・別添2 「外国人雇用状況」の届出状況表一覧（令和6年10月末時点）